

補遺 増補三訂葬儀概論

(2013年3月第3刷の主な修正点)

▼p89 行政解剖と司法解剖

*解剖費用は、司法解剖が国及び都道府県、行政解剖が都道府県、病理解剖が病院、個人が申し出たときは個人が、それぞれ負担することになっていますが県や事例により異なります。

監察医制度のない地域では「行政解剖」を一般に「承諾解剖」とよんでいます。

死因が診療していた傷病以外のもの、診察して間もなく診療が行われても診断が不十分な場合には、医師は死体検案書を発行します。但し、犯罪が関係している疑いのある死体（異状死体）は医師が警察に届け出る必要があります。

▼p328 墓地、埋葬等に関する法律

「4. 墓地、納骨堂、火葬場の経営には都道府県知事の許可が必要であること（第10条）」に以下の追記を挿入します。

*平成24年4月1日より法律が一部改正され、「墓地、納骨堂及び火葬場に係る経営許可（新規）、変更許可（拡張、縮小）、廃止許可施設への立ち入り検査等、施設の整備改善命令等は都道府県知事から市区長【町村は除く】へ移譲された。

(2013年11月第4刷の主な修正点)

▼p69-70 火葬の推進と施設の近代化 補足

戦前の1940（昭和15）年に55.7%と初めて過半数に達した火葬率は、戦後一気に上昇します。特に1952（昭和27）年に火葬場整備費に対する国の融資制度が発足すると、各地方自治体で火葬施設の新設、統廃合、改善が推進され、火葬率上昇の大きな要因となりました。

1960（昭和35）年に63.1%と6割を超えると、1965（昭和40）年は71.8%、1970（昭和45）年79.2%、1975（昭和50）年86.5%、1980（昭和55）年91.1%、1985（昭和60）年94.5%、1990（平成2）年97.1%と増え続け、1995（平成7）年に98.3%、2000（平成13）年に99.1%、2010（平成22）年には99.9%（厚労省衛生行政報告例）となっています。

土葬については墓埋法では禁止されていませんが、多くの自治体が条例や規則等で禁止して特別な場合以外の火葬は現実的に困難となっています。日本の火葬率は世界一の高水準です。

現在では「火葬場らしくない」近代的施設として無煙化、無臭化、緑地化を進め、地域住民の嫌悪感をなくすため「斎場」「斎苑」などと称するところが多くなりました。火葬施設の主なものは東京、沖縄などを除き公営化されました。

火葬施設の全国団体としては、1972（昭和47）年に日本火葬施設整備管理協会が厚生省（当時）の肝入りで発足、その後日本環境施設管理協会と名前を変え、1995（平成7）年には日本環境斎苑協会が発足しました。

阪神・淡路大震災で火葬場の一部が稼働停止し、大きな影響が出たことから、災害

時の対策、周辺火葬場との連携にも取り組んでいます。2003（平成 15）年以降はNPO 日本環境斎苑協会として活動しています。また任意団体として発足した火葬研究協会が 2009（平成 21）年一般社団法人火葬研として活動しています。

2011（平成 23）年の東日本大震災においても多くの火葬場が被災、あるいは停電や燃料がないことで停止を余儀なくされました。一部では公衆衛生上の理由から、火葬できない遺体の仮埋葬も行われました。しかし、遺族の火葬を求める声が強く、宮城県で仮埋葬された約 2,000 体が掘り起こし、再納棺されました。掘り起こしには現地の葬儀社があたり、腐敗が進行し、強い臭気、関節で分断される等の状態の遺体を尊厳をもって扱ったことは記憶されるべきです。

火葬をめぐる地域習俗の違い、火葬を葬儀のどの時点で行うかということと、火葬場の拾骨の方法は、全国で大きく 2 つに分かれます。

東京や関西その他では葬儀・告別式の後に火葬を行います。これが一般的ですが、北海道の一部（函館・根室）、東北地方全域、茨城、千葉北部、栃木の一部、新潟の一部、長野、山梨の一部、静岡北部、鳥取の一部、熊本の一部、沖縄の一部その他では葬儀・告別式に先立って火葬を行います。

これは古くからの慣習というよりは、火葬導入にあたって、多くの地域で火葬を土葬の代わりと考えたのに対し、前記の地域では葬儀の最終局面を墓地への納骨と見る考えから火葬を葬儀・告別式に先行させたものと思われま

す。また、拾骨の方法は、日本列島を能登半島と静岡中部を結ぶラインで分けると、東側が全部拾骨、西側が部分拾骨で骨壺の大きさが異なります。西側でも広島や山口の一部、四国や九州の一部などでは全部拾骨が見られます。

部分拾骨の場合でも、大阪のように「本骨」と言われる第二頸椎（通称「喉仏」、白骨と言われる）に指骨・頭蓋骨の一部を加えたものと、それ以外である「胴骨」と言われる足から頭までの一部の骨とを分けて拾骨して、本骨等は本山納骨（高野山、本願寺等）をし、その他の胴骨は家の墓等に納骨したり、あるいは全体の 3 分の 1 程度を拾骨するなど、さまざまな地域慣習の違いが見られます。同時に、戦後に人間の移動が多く行われるようになったため、自分が住んでいる地域の慣習とは異なる拾骨方法を希望する例も出てきています。

（補足）2012 年衛生行政報告例（生活衛生関係）によれば、胎児を除く死体総数は 129,681。火葬率は 99.98% で、埋葬（＝土葬）は 0.02% で総数は 237 体となっています。

▼ p 77 東日本大震災

（補足）2013 年 11 月 8 日付警察庁発表によれば、死者 15,883 人、行方不明 2,651 人（岩手県：死者 4,673 人・行方不明 1,143 人。宮城県：死者 9,537 人・行方不明 1,296 人。福島県：死者 1,606 人・行方不明 207 人。行方不明者のほとんどは家族申述に基づく死亡届を提出、各自治体では受理済み。したがって、各自治体公表の死者数合計は約 18,500 人となる）。2012 年 12 月復興庁発表によれば、発災 3 日目の避難者数は約 47 万人、2012 年 12 月現在の避難者数は 321,433 人、うち県外への避難者は岩手県から約 1,700 人、宮城県から約 8,100 人、福島県から約 58,000 人、と原発事故発生による福島県からの避難者が突出して多い。2013 年 3 月現在、復興庁の調査によると「震災関連死」と各自治体が認定した数は、岩手県が 389 人、宮城県 862 人、福島県 1,383 人、その他 54 人の計 2,688 人にのぼる。

▼p100-101 死体火・埋葬許可証

死亡届を市区町村に提出して受理された後、死亡届を受理した市区町村はこれに対して許可証を発行します。(市区町村によっては許可証を受けるのに許可申請書や許可証の写しの交付申請書を要するところもあります。)

埋葬(＝土葬)または火葬は死亡後24時間以内はできません。但し、一類・二類・三類感染症を保持した遺体の場合には、原則火葬で、かつ、24時間以内であっても火葬ができます。

火葬・埋葬許可証(法律で言う「埋葬」とは「土葬」の意味でしか使用されません。最近では埋葬＝土葬がほとんどないために「火葬許可証」と表現される例が増加。厚労省資料でも近年は「火葬許可証」と表現)は、死亡届を受理した市区町村が発行しますが、火・埋葬許可証があれば、どこの地であっても火葬(または埋葬)することができます。但し、死亡届を提出した市区町村とは別の土地で火葬(または埋葬)をする場合は、願書が必要なことがあります。

誰も火葬または埋葬する人がいない場合には死亡地の市区町村がこれを行います。

火葬した後に墓地等に納骨(焼骨の埋蔵または収蔵)する場合には火・埋葬許可証に火葬済みであることの証印を火葬場で受け、それを墓地等の管理者に提出する必要があります。

*「火葬が終わると火葬許可証は埋葬許可証に変わる」と説明している実用書がありますが、これは法律的に埋葬＝土葬ということが理解できていないための誤解です。墓地または納骨堂に納めるときに火葬場の管理者から「火葬済」との押印された火葬証明証を付す必要があります。墓地には火葬された骨＝焼骨の「埋蔵」、納骨堂へは焼骨の「収蔵」というのが墓埋法に定められた言い方です。

分骨する場合には、火葬場の管理者より、分骨する数だけの分骨証明(＝火葬証明書)を発行してもらい、分骨する際に墓地等の管理者に提出する必要があります。(分骨証明は、いったん納骨した本骨の埋蔵または収蔵元の管理者から、埋(収)蔵証明書として得ることも可能です。)

▼p217 相続税の計算 (注)

平成25年度税制改正大綱が決定し、2015(平成27)年1月1日より相続税、贈与税は、①基礎控除額は、これまで「5000万円＋1千万円×法定相続人数」だったのが「3000万円＋600万円×法定相続人数」となります。基礎控除額の引き下げによって、課税対象者を拡大するとともに、②基礎控除後の法定相続分相当額が2億円超以上の場合、税率の5%引き上げをし、最高税率は現行の50%から55%になります。③保険料負担者兼被保険者の死亡によって法定相続人が受け取った死亡保険金には非課税控除の規定があり、改正前は「500万円×法定相続人数」であったのが、改正案では非課税控除が「500万円×法定相続人のうち次の者の数。①未成年者②障害者③相続開始直前に被相続人と同一生計であった者」となっています。それ以外にも、教育資金の一括贈与に係わる贈与税の非課税措置や相続時精算課税制度が拡充され事業継承が容易になる、等の改正が行われました。

▼p328 墓地、埋葬等に関する法律 火葬許可証

3. そのために許可証(火・埋葬許可証)を公布すべきこと(第8条)

* 「火・埋葬許可証」とは「火葬または埋葬の許可証」の意味です。墓埋法では埋葬（「土葬」の意）も認めています。実際には9割以上の市区町村が条例等で死体埋葬（土葬）を禁止、規制しているため、「火葬許可証」と表記する市区町村が増加しています。火葬した焼骨を墓地に埋蔵、納骨堂に収蔵するには「火葬済」との証印がついた「火葬許可証」を墓地・納骨堂の管理者に提出することが義務付けられています（第14条）。「改葬」のときは改葬前の墓地・納骨堂の所在する市区町村から得た「改葬許可証」を、「分骨」の埋蔵（収蔵）にあたっては火葬場管理者の分骨証明（実際には「火葬証明書」）または分骨の元があった墓地・納骨堂の管理者が発行する「埋蔵（収蔵）証明書」を提出されることが義務付けられています。